

平成 22 年 5 月 31 日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ
年金会計サービスライングループ企業会計基準公開草案第 39 号「退職給付に関する会計基準（案）」及び
企業会計基準適用指針公開草案第 35 号「退職給付に関する会計基準適用指針（案）」
に対するコメントの提出について

拝啓 貴会ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 22 年 3 月 18 日に貴会より公表された標記の公開草案につきまして、下記の通りコメントを提出いたしますので、よろしくお取りはからいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法について

包括利益計算書上での取扱いや重要性基準についての検討を行わないまま、貸借対照表上での取扱いのみを変更することには、反対である。

公開草案で示された包括計算書上での取扱いは、現行の IAS19 と異なり、先般公表された IAS19 の公開草案とも異なっている。包括利益計算書上での取扱いや重要性基準についてはステップ 2 で検討することとされているが、短期間に複数回の改定を実施することは、財務諸表の作成者に相当の負担を強いることとなると考えられる。貸借対照表上での取扱いについてもステップ 2 で検討することが望ましい。

・退職給付見込額の期間帰属方法について

期間定額基準と給付算定式に従う方法の選択適用とすることには、反対である。

比較可能性を損なうばかりか、そもそもどういった観点で 2 方式から選択すべきかの考え方が示されていないため、単に退職給付債務の金額を比較して選択するような事態になりかねない。給付算定式に従う方法に一本化すべきである。

- ・開示の拡充について

割引率の開示については、以下のような情報も有用と考える。

- ・給付見込期間ごとの複数のものを使用したか、単一の加重平均割引率を使用したか。
- ・重要性基準を適用し、前期末に用いた割引率により退職給付債務を算定した場合には、重要性基準を適用しないものとして当期末に使用すべき割引率。

- ・適用時期について

退職給付見込額の期間帰属方法の見直し及び割引率の見直しについて、その検討に相応の時間がかかると見込まれることから、公開草案が想定している適用時期をおおむね1年程度先延ばしすることが望ましい。

なお「退職給付債務及び勤務費用の計算方法」とそれ以外で適用時期を分け、それぞれに早期適用を認めているものと考えているが、公開草案では「退職給付債務及び勤務費用の計算方法」を早期適用し、それ以外は早期適用しない場合の取扱いが不明瞭であると思われる。

以上